

予算特別委員会資料

# 令和3年度予算説明書

消 防 局



# 目 次

1 予算第 1 号議案 令和 3 年度神戸市一般会計予算（関係分）	P. 1
第 1 消防局予算の概要	P. 2
第 2 歳入歳出予算一覧表	P. 5
第 3 歳入予算の説明	P. 7
第 4 歳出予算の説明	P. 9
第 5 債務負担行為	P. 11
2 関連議案	
第 22 号議案 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件	P. 13

# 1 予算第1号議案

令和3年度神戸市一般会計予算（関係分）

# 第1 消防局予算の概要

## 1 予算の概要

消防局は、神戸消防グランドデザイン2025に示す5つの将来像

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

将来像2 防災への心を育むまち

将来像3 命を大切に考え取り組むまち

将来像4 消防サービスが行き届くまち

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

の実現を目指して施策を展開している。

昨今、頻発する大規模な自然災害に加え、新型コロナウイルス感染拡大など、社会経済情勢は大きく変化している。このような状況の中にあっても市民の安全・安心を守るため、消防局は災害への備えを確実に進めていく必要がある。

そこで、令和3年度消防局予算案は、緊急性が高く、特に優先すべき事業を中心に編成した。

## 2 主な施策

### (1) みんなで安全・安心に取り組むまち

① 防災福祉コミュニティ支援事業の推進 44,135 千円

- ・災害時の初動対応マニュアルである「地域おたすけガイド」の作成支援
- ・防災資機材更新に対する助成

② 消防団の充実・強化 871,156 千円

- ・消防団積載車（8台）と小型動力ポンプ（15台）の更新
- ・消防団詰所・器具庫の整備（設計2カ所・建築2カ所）

(新)・消防団員の新型コロナウイルス感染症対策

(新)・消防団のICT化推進

③ 市民消火用資機材の整備 9,548 千円

- ・地域住民による初期消火活動に使用するために、公園等の耐震性防火水槽に併設された消火用ポンプ一式を更新（10基）

### (2) 防災への心を育むまち

① 火災予防広報の充実強化 6,231 千円

- ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進
- ・YouTube等を利用した火災実験動画公開などによって、家庭内での火災予防に対する意識啓発を促進

② 防災教育の推進 3,365 千円

- ・市民防災総合センターの施設を活用した体験型訓練や土砂災害VR体験研修など総合的な防災研修メニューを活用しながら、市民防災教育を推進

### (3) 命を大切に考え取り組むまち

① 新型コロナウイルス感染症対策 62,242 千円

(新)・アイソレーター（陰圧式患者搬送器具）の導入

(新)・救急資器材の安定供給体制の確保

② 市民への応急手当の推進 12,050 千円

- ・地域や職場のリーダーとして、救急インストラクターを養成
- ・年間3万人を目標に、応急手当普及にかかる講習を実施

③ 救急車の適正利用の促進 3,320 千円

- ・健康局が進める「救急安心センター事業（#7119）」等と連携しながら、救急車の適正利用の推進

④ 高度救命体制の推進 26,353 千円

- ・救急救命士10名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

#### (4) 消防サービスが行き届くまち

##### ① 消防庁舎の整備・改修

1,070,092 千円

- ・兵庫消防署の建替（兵庫区庁舎整備事業）  
令和3年8月 供用開始予定
- ・西神南消防出張所（仮称）の整備  
令和3年11月 供用開始予定

##### ② 防災活動車両等の整備

709,900 千円

- ・小型タンク車 5台
- ・15m級はしご車 1台
- ・ポンプ付救助車 2台
- ・資機材搬送ポンプ車 1台
- ・人員搬送車 1台
- ・高規格救急車 7台

##### ③ ICT化の推進

526 千円

(新)・申請書類の電子化推進及び手数料のキャッシュレス決済を導入

#### (5) あらゆる災害に備えるまち

##### ① 神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航

717,754 千円

- ・兵庫県と共同運航により消防防災ヘリ3機の運航を継続
- ・ヘリコプター1機のオーバーホール

##### ② 消防救急デジタル無線基地局及び移動局等の機器更新

250,000 千円

(新)・本部、無線中継所、各消防署等のデジタル無線機器の計画的な更新  
(7カ年計画の令和3年度分のみ)

## 第2 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		予 算 額	備 考
款	項		
1 6	分担金及負担金	0	
	1 負 担 金	0	
1 7	使用料及手数料	47,141	
	1 使 用 料	11,532	
	2 手 数 料	35,609	
1 8	国庫支出金	79,866	
	2 補 助 金	79,866	
1 9	県支出金	458,600	
	1 負 担 金	458,300	
	2 補 助 金	300	
2 0	財産収入	23,670	
	1 財 産 運 用 収 入	20,240	
	2 財 産 売 払 収 入	3,420	
	3 基 金 収 入	10	
2 1	寄附金	85,000	
	1 寄 附 金	85,000	
2 4	諸収入	107,682	
	7 雑 入	107,682	
2 5	市債	2,000,000	
	1 市 債	2,000,000	
歳 入 合 計		2,801,959	

(単位：千円)

歳 出		予 算 額	備 考
款	項		
1 2	消 防 費	20,421,385	
	1 消 防 費	20,421,385	
歳 出 合 計		20,421,385	



### 第3 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	0	500	△ 500	
1 負担金	0	500	△ 500	
△ 消防費負担金	0	500	△ 500	
△ 消防費負担金	0	500	△ 500	緊急消防援助隊等負担金
17 使用料及手数料	47,141	44,129	3,012	
1 使用料	11,532	11,471	61	
9 消防使用料	11,532	11,471	61	
1 消防施設	11,532	11,471	61	神戸市防災コミュニティセンター使用料等
2 手数料	35,609	32,658	2,951	
9 消防手数料	35,609	32,658	2,951	
1 危険物取扱許可等手数料	35,609	32,658	2,951	危険物製造所設置許可等手数料
18 国庫支出金	79,866	85,339	△ 5,473	
2 補助金	79,866	85,339	△ 5,473	
10 消防費補助	79,866	85,339	△ 5,473	
1 特殊地下壕対策補助	79,866	85,339	△ 5,473	特殊地下壕対策事業
19 県支出金	458,600	226,601	231,999	
1 負担金	458,300	226,301	231,999	
3 消防費負担金	458,300	226,301	231,999	
1 へり共同運航負担金	458,300	226,301	231,999	神戸市・兵庫県消防防災へり共同運航負担金
2 補助金	300	300	0	
10 消防費補助	300	300	0	
1 消防団活性化事業費補助	300	300	0	消防団活性化事業費補助金

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
20 財産収入	23,670	22,618	1,052	
1 財産運用収入	20,240	21,408	△ 1,168	
2 貸家料	20,240	21,408	△ 1,168	
1 公舎	20,240	21,408	△ 1,168	中央待機宿舎使用料
2 財産売却収入	3,420	1,200	2,220	
3 物品売却代	3,420	1,200	2,220	
6 消防局	3,420	1,200	2,220	車両等売却代
3 基金収入	10	10	0	
1 基金収入	10	10	0	
15 防災安全推進基金	10	10	0	預金利息
21 寄附金	85,000	73,000	12,000	
1 寄附金	85,000	73,000	12,000	
2 其他寄附	85,000	73,000	12,000	
11 消防局	85,000	73,000	12,000	篤志者等寄附
24 諸収入	107,682	108,882	△ 1,200	
7 雑入	107,682	108,882	△ 1,200	
5 償還金	1,484	1,416	68	
26 消防局	1,484	1,416	68	施設使用電気使用料償還金等
9 雑入	106,198	107,466	△ 1,268	
15 消防局	106,198	107,466	△ 1,268	消防団員等公務災害補償等共済基金受入等
25 市債	2,000,000	1,824,000	176,000	
1 市債	2,000,000	1,824,000	176,000	
7 消防債	2,000,000	1,824,000	176,000	
1 消防施設整備事業公債	2,000,000	1,824,000	176,000	庁舎・車両等整備
合 計	2,801,959	2,385,069	416,890	

## 第4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
12 消 防 費	20,421,385	19,955,970	465,415	538,466	2,000,000	263,493	17,619,426
1 消 防 費	20,421,385	19,955,970	465,415	538,466	2,000,000	263,493	17,619,426
1 職員費	15,530,355	15,771,680	△ 241,325	-	-	-	15,530,355
2 消防費	1,582,785	1,571,326	11,459	-	-	176,846	1,405,939
3 消防団費	395,767	426,700	△ 30,933	300	169,000	79,551	146,916
4 消防施設等 整備費	2,912,478	2,186,264	726,214	538,166	1,831,000	7,096	536,216

### 1 職 員 費

15,530,355 千円

本目は、消防職団員等の給料等に要する経費である。

(1) 給 料	5,919,184 千円
(2) 職員手当等	6,715,233 千円
(3) 共 済 費	2,313,701 千円
(4) 旅 費	9,000 千円
(5) 会計年度任用職員費	97,218 千円
(6) 委員報酬費	630 千円
(7) 消防団員報酬費	475,389 千円

### 2 消 防 費

1,582,785 千円

本目は、火災予防、消火、救急、救助、水防等の消防活動並びに消防本部、市民防災総合センター、消防署所の運営管理に要する経費である。

(1) 事務管理費	289,636 千円
(2) 人事厚生費	85,491 千円
(3) 施設管理費	203,888 千円
(4) 消防自動車等管理費	207,898 千円

(5) 情報通信施設管理費	94,688 千円
(6) 管制システム運営費	208,546 千円
(7) 予防査察費	74,298 千円
(8) 警 防 費	259,312 千円
(9) 救急業務費	107,256 千円
(10) 救助業務費	15,115 千円
(11) 市民防災総合センター運営費	36,657 千円

### 3 消 防 団 費 395,767 千円

本目は、消防団の運営管理に要する経費等である。

(1) 活動運営費	10,920 千円
(2) 研修訓練費	2,101 千円
(3) 施設・機械維持管理費	31,993 千円
(4) 退職報償金・災害補償費	162,323 千円
(5) 装備・被服等整備費及び事務費	18,040 千円
(6) 施設等整備費	170,390 千円

### 4 消防施設等整備費 2,912,478 千円

本目は、消防庁舎、消防車両、消防資機材の整備等に要する経費である。

(1) 消防庁舎整備	1,070,092 千円
(2) 消防車両等整備	709,900 千円
(3) 航空機動隊関連経費	717,754 千円
(4) 消防救急デジタル無線機器更新等・その他	414,732 千円

## 第5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防救急デジタル無線整備	令和3年度～令和9年度	2,000,000

## 2 関 連 議 案

第 22 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

## 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件について

### 1 改正理由

電気自動車の普及や電池の大容量化に伴い、高出力、短時間充電に対応するよう省令で定める「急速充電設備」の基準（※）が改正された。

これに基づき、神戸市火災予防条例を改正する。

※「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」

### 2 改正内容

- (1) 急速充電設備について、全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットに拡大する。
- (2) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正する。
  - ・屋外に 50 キロワットを超えるものを設置する場合は建物から離隔距離を設けること
  - ・コネクター（接続部分）の落下防止
  - ・充電用ケーブルの冷却に関する基準 等
- (3) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く）については、消防署長へ設置の届出を要するものへと改正する。
- (4) その他、文言整理

### 3 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

第 22 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件  
神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(炉) 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(7) [略] (8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、 <u>亀裂</u> し、又は破損しない構造とすること。 (9), (10) [略] (11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋 <sup>がい</sup> 及	(炉) 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(7) [略] (8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、 <u>亀裂</u> し、又は破損しない構造とすること。 (9), (10) [略] (11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋 <sup>がい</sup> 及



び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。

(12)～(14) [略]

(15) 薪，石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床土に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設け、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油，重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア，イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効

び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮蔽を設けること。

(12)～(14) [略]

(15) 薪，石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床土に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台上に設け、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油，重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア，イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効

なる<sup>ろ</sup>過装置を設けること。ただし、<sup>ろ</sup>過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18)～(21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備（第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。）に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しく<sup>ばい煙</sup>が付着したときは、これを除去すること。

2～4 [略]

な<sup>ろ</sup>過装置を設けること。ただし、<sup>ろ</sup>過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18)～(21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、<sup>まき</sup>薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備（第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。）に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しく<sup>ばい</sup>煤煙が付着したときは、これを除去すること。

2～4 [略]

(<sup>ちゆう</sup>厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができ、グリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排

(<sup>ちゆう</sup>厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び<sup>がい</sup>天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある<sup>ちゆう</sup>厨房設備の<sup>がい</sup>天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができ、グリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず<sup>がい</sup>天蓋から屋外へ直接排

気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げるもののほか、  
令別表第1に掲げる防火対象  
物で、床面積が200平方メー  
トル以上の厨房室及び厨房設備  
の入力の合計が350キロワット  
以上となる厨房室

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎  
伝送防止装置は、容易に清掃がで  
きる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダ  
クト内の油脂等の清掃を行い、火災  
予防上支障のないように維持管理  
すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、厨  
房設備の位置、構造及び管理の基準  
については、第3条（第1項第11号  
から第14号まで及び第2項を除く。）  
の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設  
備内部で変圧して、電気自動車等（電  
気を動力源とする自動車等（道路交  
通法（昭和35年法律第105号）第2条  
第1項第9号に規定する自動車又は  
同項第10号に規定する原動機付自転  
車をいう。第12号において同じ。）  
をいう。以下この条において同じ。）

(イ) (ア)に掲げるもののほか、  
令別表第1に掲げる防火対象  
物で、床面積が200平方メー  
トル以上の<sup>ちゆう</sup>厨房室及び<sup>ちゆう</sup>厨房設備  
の入力の合計が350キロワット  
以上となる<sup>ちゆう</sup>厨房室

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎  
伝送防止装置は、容易に清掃がで  
きる構造とすること。

(4) 天蓋及び<sup>ちゆう</sup>天蓋と接続する排気ダ  
クト内の油脂等の清掃を行い、火災  
予防上支障のないように維持管理  
すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、<sup>ちゆう</sup>厨  
房設備の位置、構造及び管理の基準  
については、第3条（第1項第11号  
から第14号まで及び第2項を除く。）  
の規定を準用する。

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設  
備内部で変圧して、電気を動力源と  
する自動車等（道路交通法（昭和35  
年法律第105号）第2条第1項第9号  
に規定する自動車又は同項第10号に  
規定する原動機付自転車をいう。以  
下この条において同じ。）に充電す  
る設備（全出力20キロワット以下の

に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては，建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし，不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは，この限りでない。

(2)～(4) [略]

(5) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の

もの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置，構造及び管理は，次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 充電を開始する前に，急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い，絶縁されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には，充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源と

接続部に電圧が印加されている場合には，当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(8)～(12) [略]

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について，操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクタに十分な強度を有するものにあつては，この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては，当該液体が漏れた場合に，漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また，充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし，当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し，複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては，

する自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には，当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(7)～(11) [略]

出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17), (18) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13), (14) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池，リン酸型燃料電池，熔融炭酸塩型燃料



電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第15号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ及びスからソまでを除く。)、第18号及び第20号並びに第3項第1号、第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ及びスからソまでを除く。)、第18号及び第20号並びに第3項第1号、第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は玩具用ゴム風船に水素ガスを充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(玩具用煙火)

第27条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの<sup>がん</sup>玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は<sup>がん</sup>玩具用ゴム風船に水素ガスを<sup>てん</sup>充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(<sup>がん</sup>玩具用煙火)

第27条 <sup>がん</sup>玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 <sup>がん</sup>玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の<sup>がん</sup>玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。）及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の

建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3(第1項第16号及び第17号を除く。)、第31条の4(第2項第1号を除く。)から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)

第36条 [略]

建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉塵を著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3(第1項第16号及び第17号を除く。)、第31条の4(第2項第1号を除く。)、第31条の5から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)

第36条 [略]

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。）は、ガ

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。）は、ガ

ス遮断弁（各戸の引込口に設けるものに限る。）を，火災，地震その他の災害が発生した際，消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるものを設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 当該厨房設備のと同一厨房室内に設ける他の厨房設備のとの合計が 350 キロワット以上の厨房設備

(5)～(12) [略]

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(14)～(17) [略]

(18) 水素ガスを充填する気球  
(指定洞道等の届出)

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置さ

ス遮断弁（各戸の引込口に設けるものに限る。）を，火災，地震その他の災害が発生した際，消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるものを設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 当該厨房設備のと同一厨房室内に設ける他の厨房設備のとの合計が 350 キロワット以上の厨房設備

(5)～(12) [略]

(13)～(16) [略]

(17) 水素ガスを充填する気球  
(指定洞道等の届出)

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置さ

<p>れた<u>洞道</u>，共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため，必要に応じ人が出入りするものに限る。）で，火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定<u>洞道</u>等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は，次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 指定<u>洞道</u>等の経路，出入口，換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況</p> <p>(2) 指定<u>洞道</u>等の内部に敷設されている主要な物件</p> <p>(3) 指定<u>洞道</u>等の内部における火災に関する安全管理対策</p> <p>2 [略]</p>	<p>れた<sup>とう</sup><u>洞道</u>，共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため，必要に応じ人が出入りするものに限る。）で，火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定<sup>とう</sup><u>洞道</u>等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は，次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 指定<sup>とう</sup><u>洞道</u>等の経路，出入口，換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況</p> <p>(2) 指定<sup>とう</sup><u>洞道</u>等の内部に敷設されている主要な物件</p> <p>(3) 指定<sup>とう</sup><u>洞道</u>等の内部における火災に関する安全管理対策</p> <p>2 [略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第3条，第3条の2，第3条の3，第4条，第5条，第7条，第8条，第8条の2，第9条の2，第19条，第20条，第21条，第22条関係）

種別					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
厨房設備	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移動式	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表第1（第3条，第3条の2，第3条の3，第4条，第5条，第7条，第8条，第8条の2，第9条の2，第19条，第20条，第21条，第22条関係）

種別					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
厨房設備	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移動式	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナーが隠蔽	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]



ス ト ー ブ		[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]				[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調 理 用 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]					[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	(注1) ~ (注12) [略]					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考	[略]											

ス ト ー ブ		[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽 <sup>べい</sup>		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]				[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調 理 用 器 具	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽 <sup>べい</sup>	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽 <sup>べい</sup>	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]		[略]		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				バーナー が隠蔽 <sup>べい</sup>	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					加熱部 が隠蔽 <sup>べい</sup>	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]					[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされているこの条例による改正後の神戸市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準の適用については，なお従前の例による。

理 由

急速充電設備の全出力の上限拡大に伴う，急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の細目の改正等により，条例を改正する必要があるため。